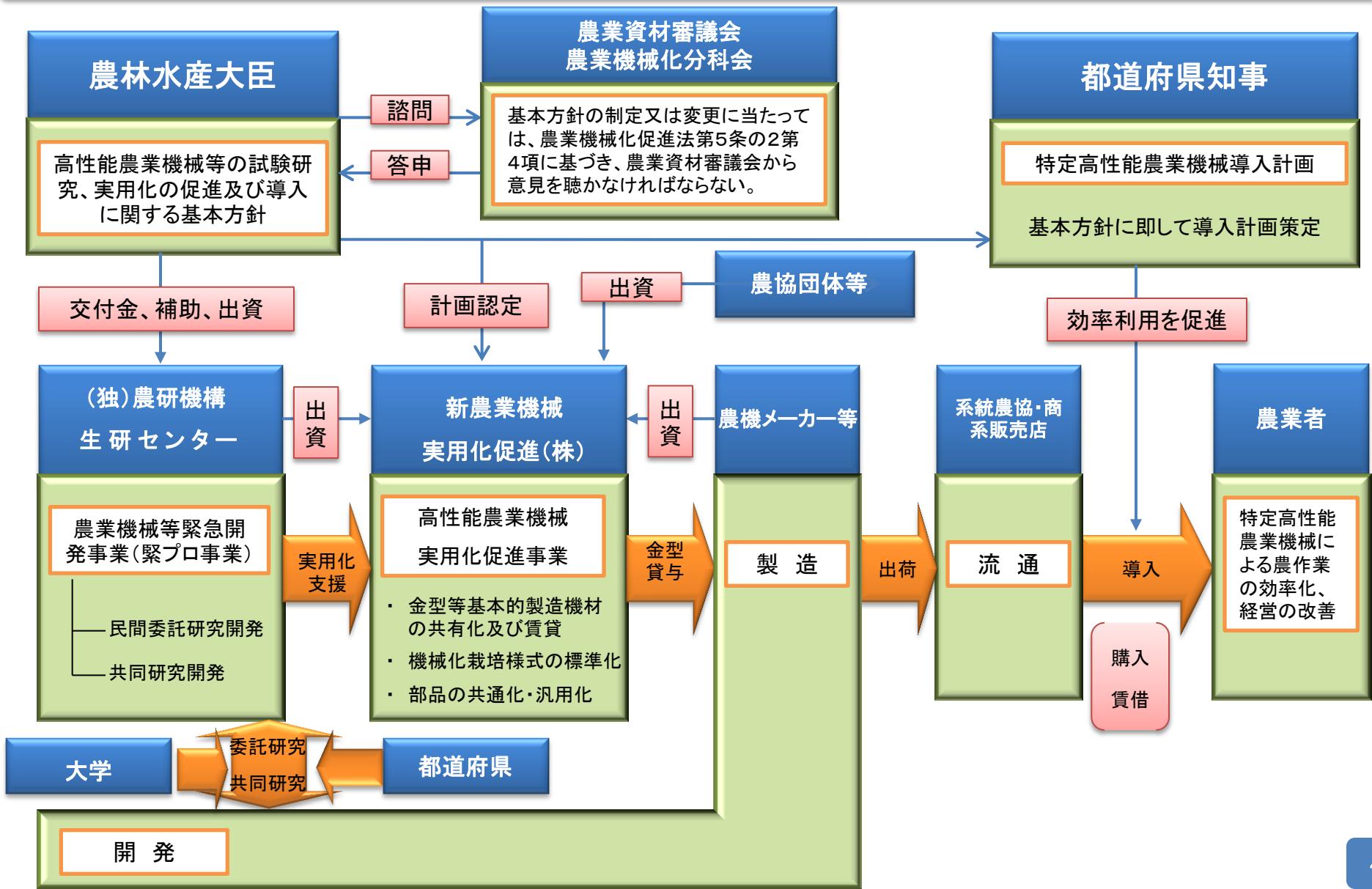


(参考2) 農業機械化促進法の概要②

- 農業機械化促進法に基づき、(独)農研機構生研センター及び民間企業との共同研究並びに新農業機械実用化促進(株)による実用化促進の体制により、高性能農業機械の開発・実用化を促進。



(参考3) 農業機械等緊急開発事業（緊プロ事業）の概要

- (独)農研機構生研センターを中心に、民間企業、都道府県、大学等が結集し、生産現場との密接な連携の下、マーケットが小さくリスクの大きい課題や安全性の向上、環境負荷の低減等の政策的な課題等に対応した農業機械の研究開発を実施。
- 基本方針で定められた3つの高性能農業機械の開発方針に基づき、現在12機種を開発中。

開発方針

農作業の省力化・低コスト化を図り規模拡大等による農業経営の体質強化に資する機械

消費者ニーズ等に則した安全で環境にやさしい農業の確立に資する機械

農作業の安全向上に資する機械

対象高性能農業機械

高精度直線作業アシスト装置など5機種

高精度直線作業アシスト装置



【目標】

作業時のステアリング操作を自動化し、未熟練なオペレータでも高精度な作業を可能とともに、オペレータの負担軽減を図り、大規模化での人員確保の容易化や新規就農者の参入促進の実現を目指す。

ブームスプレーヤのブーム振動制御装置など5機種

ブームスプレーヤのブーム振動制御装置



【目標】

振動制御機構を付けることにより、速度を落とさず薬剤散布作業における労働時間を50%削減し、飛散抑制、労働負担軽減、安全性向上に寄与することを目指す。

自脱コンバインの手こぎ部の緊急停止装置など2機種

自脱コンバインの手こぎ部の緊急即時停止装置



【目標】

自脱コンバインの手こぎ部を即時停止することで、巻き込まれによる死亡事故と負傷事故のうちで入院が必要な負傷を招く事故を撲滅。

(参考4) 農業機械の型式検査と安全鑑定

- 農業機械の安全性を向上するには、様々な装備や構造が必要。これらを評価、確認するため、(独)農研機構 生研センターにおいて、型式検査や安全鑑定などを実施。
- 型式検査は、農業機械化促進法に基づき国が行う検査であり、① 作業能率、② 作業精度、③ 安全上の構造、④ 耐久性、等を検査官が実機で検査。毎年、対象機種を選定しており、近年はトラクター、田植機、コンバイン等10機種が対象となっている。検査に合格した型式には、検査合格証票を添付することができる。
- 安全鑑定は、生研センターが実施する任意の鑑定制度であり、① 緊急停止装置が機能するか、② 適正な防護カバーが取り付けられているか、③ 注意喚起のシールが添付されているか、等を検査官が実機で確認。検査に合格した型式には、安全鑑定証票を添付することができる。

	根拠	対象機種	対象機械	申請	内容	試験方法基準	試験結果	合格機への証票貼付
型式検査	農業機械化促進法	トラクタ等 10機種	通常生産品	任意	機械の性能試験 (安全性/ 取扱性を含む)	あり	合格機として公表	任意 
安全鑑定	(独)農研機構規程	トラクタ等 31機種及び農業機械として認められるもの	通常生産品	任意	機械の安全性確認	あり	適合機として公表	任意 

3 農業資材審議会農業機械化分科会の役割

関係法令

- 農業資材審議会農業機械化分科会においては、緊プロ事業による開発機種等を定める「高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針の制定又は変更」等の審議を中心に議論。

農業機械化促進法(昭和28年法律第252号)

- 高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入

第五条の二

4 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、第二項第二号に掲げる事項について経済産業大臣に協議し、かつ、農業資材審議会の意見を聴かなければならない。

○農機具の検査

第十四条 農林水産大臣は、次に掲げる場合においては、農業資材審議会の意見を聴かなければならない。

- 一 第七条第一項の規定により型式検査を行う農機具の種類を定めるとき。
- 二 第七条第三項の規定により型式検査の実施方法又は基準を定め又は変更するとき。
- 三 第十二条第一項の規定により合格の決定を取り消すとき。
- 四 前条第一項の規定により異議申立てに対する決定をするとき。

農林水産省設置法(平成23年法律第65号)

- 第六条 本省に、農業資材審議会を置く。

(農業資材審議会)

第七条 農業資材審議会は、農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)、農業機械化促進法(昭和二十八年法律第二百五十二号)、種苗法(平成十年法律第八十三号)及び愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(平成二十年法律第八十三号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

農業資材審議会令(平成15年政令第275号)

- 第一条 農業資材審議会(以下「審議会」という。)は、委員三十人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

農業資材審議会 委員30名以内(現在26名)

農薬 分科会

委員7名、臨時委員9名、専門委員2名

飼料 分科会

委員6名、臨時委員9名、専門委員26名

農業 機械化 分科会

委員6名、臨時委員2名

種苗 分科会

委員7名、専門委員5名

農業機械化分科会

【審議事項】

- ① 高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針の制定又は変更に関する審議
- ② 型式検査を行う農機具の種類に関する審議
- ③ 型式検査の実施方法及び基準の制定又は変更に関する審議
- ④ 型式検査の合格の取り消しに関する審議
- ⑤ 型式検査に関する異議申立てに対する決定に関する審議